

平成 14 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 幸 楽 苑
代表者の役職名 取締役社長 新井田 傳
(東証第二部 コード番号 7 5 5 4)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役
総 務 部 長 武 田 典 久
T E L 0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
<http://www.kourakuen.co.jp/>

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ (商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権の無償交付)

当社は、平成 14 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、平成 14 年 4 月 1 日施行の「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)により改正された商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記の通り平成 14 年 6 月 21 日開催予定の当社第 32 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社株主の利害の共有化により、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的とし、ストック・オプション制度を実施するためであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 449,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

4,490 個(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 100 株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権行使時に払込みすべき金額

新株予約権発行日の属する月の前月各月における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成14年10月1日から平成17年3月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。

その他の新株予約権の行使に関する条件については、平成14年6月21日開催予定の当社第32期定時株主総会以後に開催される取締役会決議により決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の決議は、平成14年6月21日開催予定の当社第32期定時株主総会において「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が決議されることを条件としております。

以 上